

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200512	有限会社東伸産業 (法人番号 8410002002697) 代表者 佐々木博之	秋田県秋田市御所 野元町5丁目8番6号	本社営業所	秋田県秋田市雄和田草 川字太田22-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和元年7月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。